

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



10-2

日韓交渉報告(内)

請求権関係部会第一回会議状況

久保田参与
二八、五、一一

一 本件会議は五月十一日午前十時十分から約四十分間、外務省で開催された。

二 久保田代表から、請求権問題は客年の日韓会談中絶の原因となつた問題であるが、今回の交渉においても、これについて基本的な法理論の討議を繰返すとなれば際限のない論議となるおそれがあるので、今回は根本的な議論は暫く棚上げして、より實際的な話をすべきではないかと思ふ旨の挨拶があり、

これに答えて、韓国側張代表は要旨別添の如き挨拶を述べたが、

その中で(イ)韓国側が、従来の法律論の段階は終つたとして、事務的、實際的解決を希望し伸縮性に富んでいる気配の看取されたこと(ロ)しかしながら、その前提として、日本に請求権なしとする昨年四月の米国内務省の梁大使あて書簡を提示したことが注目された。

三 ついで、議事手続について決定したが、張代表は特に、會議は、場合によりもつとくだけた非公式かつ小範圍の折衝により進めた旨を述べ、久保田代表はこれを了承した。

四 次回會議は、五月十九日(火)午後三時から外務省において開くことに決定し一応閉会し席を改めた後、石田理財局長から、次回

の議題に関して、とりあえず本日韓国側提示の米國務省書簡について討議方申出たに対し、先方はそれでは前回の繰返しになると回避したので、双方の実情を話合つて現状を検討してみることにし、最初から結論や法理論を振りかざすことは避けたいと更めて提議し、これに対し、張代表から、問題を事務的、継続的に話合つてその中から解決の可能性を発見しようとする方式には異存なく、幹事もしくはワーキング・グループにより早急に進めたく、次回は具体的な話合をなし得るよう準備する旨を答えた。

請求権關係部会第一回會議における張代表挨拶要旨

「請求権問題に関しては、韓国側においても、原則と法理論の段階は既に終つていると考えている。この問題は一見複雑なように見えるが、実は簡単な事務処理の問題にすぎないもので、このことはやがて話合における本代表の議題と内容を通じて実証されるであろう。請求権問題は過去の好しからぬ両国間の經濟關係を清算する問題であつて、そのためには最小限度不愉快な過去のことを持出さなければならぬが、暫く忍耐し努力して、出来るだけ早く両国間の正常な經濟關係の樹立に努めることと

したい。先日、他の部会において日本側代表の一人が日本側の新らしい立場を云々されたが、自分としてはこのような事態の変更があつたればこそ、本問題の如き過去の清算の問題は迅速に決定したい。今後の会議において韓国側は率直簡明、事務的に発言したいので予め了解を得たい。なお、同じ討論の繰返しによつて昨年の失敗を反覆しなむために、この問題に関する米
国務省責任当局の書簡（別添）を本挨拶の附属として提示した

April 29, 1952.

Excellency:

I have the honor to acknowledge the receipt of your note of March 25, 1952, in which you request an official United States interpretation of the effect of Article 4 of the Treaty with Japan, and the relevant directives of the United States Military Government with respect to the property of Japan and Japanese nationals in Korea.

The United States is of the opinion that by virtue of Article 4 (b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4 (b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States, in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4 (a) of the Treaty.

Accept, Excellency, the renewed assurance of my highest consideration.

For the Secretary of State

His Excellency

Dr. You Chan Yang

Ambassador of Korea,

Washington, D.C.

694.95/3-2552

財産請求権関係部会第一回会議における久保
田代表挨拶

昭和二六年一一

まず、今回会議のためわざわざ御来日せられた諸代表に対し、
衷心歓迎の意を表します。

われわれのグループの課題である財産請求権の問題は、昨年の
会議のましまらなかつた要因となつた問題であります。今回も
また基本的な理論的展開をくりかえすと思はれます。このグル
プは全く際限のないディベロップメントとなるかと
思われます。

そこでわれわれとしましては、できることなら、理論は理論と
してしばらく棚上げとし、現実的な角度から問題に取り組むこと
が可能なりや否やを検討し、そのために必要な作業に相互に協力

するといつた行き方をしてはいかかかと考えるのでありますが、
いかかであるものでありませんようか。

開会に当り、一言歓迎の言葉を述べ、御挨拶をいたした次第で
あります。

秘

第一回請求権関係部会における張基榮代表の挨拶（訳文）

アジア第二課
二八、五、一一

韓日会談財産権分科委員会開会における

韓国側代表の挨拶の言葉

前回の会談が中断されるようになった直接原因たりし財産及び請求権問題を処理するため、本日よりこのように貴国側代表と実務の会合をまたもつようになったことを、韓日国交調整は勿論のこと、進んで韓日間の経済提携促進のためにも多幸なことと考えると同時に、将来この分科実務会議をして有終の美を挙げしめることにつき責任の一端を感ずるものであります。

本代表は財産及び請求権の主張に関する原則と法理論の段階は終つたとの見解をもつていゝものであります。本来財産及び請求権問題は、昨年二月二十日第一次分科委員会で韓国側林松本代表が提言したように、一見非常に複雑なもののごとくであるが、実に至極分明簡単な事務処理にすぎないものであります。かかる

私の見解は、今後本実務会議を重ねるに依り、本代表が提示する議題内容と方法によつて実証されるものと信ずるところであります。

要するに、不名誉なりし過去の両地域間の財政、経済関係を清算する問題は、最小限過去の記憶を新たにさせる点でも、お互に決して愉快なことではありません。しかし、かかる不快な過去を早く忘れてしまい、まさしく、調平の精神による臨時間の困交の調和と、特に両国の将来の利益のための正常なる経済関係の協調発展のためには、われわれはこの問題の迅速、妥当なる処理にあつて、暫く忍耐と努力と反省を用意しなければならぬのであります。

数日前他の分科実務会議で貴国側代表の一人が、昨年の会議のときに比して貴国の事態の変更があること、再言すれば、昨年四月二十八日以後の貴国の新しい立場を含蓄をもつて強調されたのを承りました。本代表の意見としては、そのような事態の変更があればこそ、財産及び請求権問題のごときものは、過去を清算し、新しい事態の発展に即応するために、このような所謂静的

な過去の問題の終結を迅速果敢に決定し、お互の国際間の信頼を向上させ、民主友邦の斯行にそむくことのないようにすべきものと考えるところでありまして、今後本会議の進行において、韓国の主張は常に率直簡明に、争務的に表示いたしたく、予め貴方の諒解を求めておきたいと思ふ所以であります。

最後に、双方で同じ討論による昨年の失敗を反復しないために所謂在韓財産の癩癩処理に關する米國務省責任当局の公信の写を本日の挨拶の言葉とともに提示いたしますから、査覧あることを願います。以上本代表の斯行と希望を開陳して挨拶にかえるものであります。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



10-2

日韓交渉会議議事要録(内)

第一回請求権関係部会

アジア局第二課
昭和二八、五、二一

日時及び場所 一九五三年五月十一日午前一〇時

一〇分―同五〇分 外務省四一九号室において

出席者

日本側

久保田代表

石田大蔵省理財局長

吉田大蔵省理財局総務課長

上田、〃 外債課長

重光外務省条約局第三課長

(広田アジア局第二課長は欠席)

韓国側

張基榮 外交委員会委員

洪璉基 法務部法務局長

韓奎永 駐日代表部三等書記官

林松本 殖産銀行頭取

(李相德 韓国銀行外國為替部長が未着のため、客年の請求権委員会の代表委員であつた林松本がオブザーバとして出席した)

三 挨拶

まず、久保田代表より、日本側部会メンバーを紹介した後、財産、請求権の問題は、客年の日韓会談全般を中絶に導いたが、本部会においても法理論を討議しては際限がないので、日本側としては、根本的な対立を暫く棚上げしておいて、最も実

際的なやり方で討議して行き相互の理解を深めて行くことを考
えておる旨を述べた。

これに対し、張委員は準備して来た別紙一の挨拶を被露した。

四 議事概要

議事手續に關してつぎのようを討議と合意が行われた。

(1) 用語及び記録

用語は、日、韓、英三国語とし、発言は隨時自由に行う。合意議事録は作製しないこととするも、韓国側においては、本日の正式挨拶の如き重要な文書については特にコッピを提示する旨を約した。

(2) 本部会で問題となつた点——一致、不一致とも——については、隨時双方合意の上で本會議に上程する。

(3) 新聞発表に關して、張代表から、他の部会においては発表しないことになつておるに拘らず、會議の記事が出ていると指摘し、久保田代表より、新聞は大體見当をつけて報道しているのであると答えたところ、會議の報道を正確ならしめる意味から、必要に應じて合意の上なら発表しては如何と提案し

合意の上なら差支えないと意見の一致をみた。

(4) 会議の方法に関し、張代表は、この分科委員会の討議がフリー・トーキングであるにせよ場合により、もつと範囲を狭めくずした形（非公式会談）で話を進めて行きたい希望である旨述べ、久保田代表これを了承した。

なお、次回会合の日時については十九日（火）午後三時と決定した。

本会議終了後の懇談において、次回の議題に関して協議したが、石田局長より、取敢えず本日韓国側が提示した米国内務省の書簡について討議方申出たのに対し、韓国側は、前回の繰返しになるかお避けたいと答えたので、同局長はさらに、相手国の財産処理等の実情がわからなければ話の仕様もないので双方とも実情を話合つて現状を検討したら如何、最初から法理論を振りかざし、結論を急ぐことは避けたいと述べた。これに対し、

張代表は、問題を事務的にかつ継続的に討議して行き、その間に解決の可能性を見出すというやり方については異存がない、幹事若しくはワーキング・グループによつて早速始めたい。韓国側においても次回はい具体的な話合をなし得るよう準備すると応じた。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



10-2

日韓交渉報告目

請求権関係部会第二回会議状況

久保田参与
二八六一九

一 本部会は、五月十九日午後三時十分から約一時間におたり外務省で開かれた。次回会議は六月二日午後三時から同じく外務省で開かれる。

二 前回会議において韓国側から提示された梁大使あて米國務省書簡に関し、久保田参与から、わが方の純法律の見解は昨年会談の時と何等変更されているわけでないが、いまはこれにふれることなく具体的な事実に基づいて問題を解明して行くことが賢明であると思われる旨を述べたところ韓国側張委員もこれに賛意を表し、法理論は後廻しとして実際的な問題から話合ひ、それによつて法理論の差をなくするようにしたいと答えた。

三 本部会の今後の運営方法について、わが方より、小分科会を設けて形式張らずに話合つては如何と提議したところ、韓国側はこれに積極的に賛意を表し、毎日でもよいから形式張らないで継続的に話合いたく、本部会においては主たる項目につき説明し資料を提示し合つて共同研究を行いたいと述べた。

四 なお、韓国側から主として左の項目について簡単な説明があり日本側との間に事実問題に関する質疑応答が行われた。

- (一) 朝鮮の地図原版類、国宝文化財等（いずれも別途資料提出済）
- (二) 旧日本軍に属した韓人、徴用労働者に対する未払金（資料別途提出済）

(三) 在鮮日銀券及び引揚韓人予託金

(四) 南方占領地域慰安婦の預金、残置財産

(五) 在鮮有価証券、預金の処理

(内) パシフィック・ビル及び朝鮮楽学会財産

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



10-2

日韓交渉会議議事要録 (二)

第二回請求権関係部会

アジア局第二課
昭和二十八年五月十九

日時及び場所、一九五三年五月一九日午後三時一〇分―四時、
外務省四一九号室において

出席者

日本側

久保田代表

石田大蔵省理財局長

吉田 〃 〃 総務課長

上田 〃 〃 外債課長

広田外務省アジア局第二課長

(重光外務省条約局第三課長は欠席)

韓国側

張基榮 外交委員会委員

洪璉基 法務部法務局長

韓奎永 駐日代表部三等書記官

林松本 外交委員会委員、(殖産銀行頭取)

議事概要

(一)冒頭、久保田代表から、前回張代表の挨拶に引用された米
國務省発梁大使あて書簡に関し、日本側の回答を申上げると
して、我方においては同書簡の内容についてはつとに承知し
ていたものであり、法律問題に対する日本側見解は従来と変
りがない、然し本部会の討議において法律論に拘つては
議事が進まないのので「アクト・ファイニング」を行つて問
題を解決して行くことにしたいと述べた。また石田局長から
今後の議事運営に関し、細い問題は小分科会に譲つて余り形
式張らずに迅速に議事を進めて行く方法に賛同されたいと補

足した。

これに対し、張代表から、久保田代表が指摘された書簡について、前回会議に出るに当つて首席代表からも法律問題は後廻しにして実際問題からアプローチして行けという話もあつたし、自分も法律論に触れないでやつて行くということには同感であるので、実際問題から話合つて行き法理論の差を少くするようになりたい、又形式張つた会議を一週に一回位やつても困難な請求権問題は仲々はかどらないので専門にやる人に出てもらつて常設的かつ継続的に話合ふこととしたい、自分は本問題が専門であるので出来れば毎日でも問題を検討して行きたいと考えている、先日、国宝、被徴用者の未払給料に関する資料を差上げておいたが、本日も請求権問題と云ふより、未清算の諸項目を出すから実体を洗うという含みでフリー・トランキングをして研究して行きたい、必要な資料は

引つづき差上げる、と述べ我方の賛成を求めた。

(1) 久保田代表から異議のない旨を答えたところ張代表は以下の四項目について説明を行つた。

(1) 先ず日本側の意見を承りたいのは、日本では昨年戦傷病者戦没者遺家族援護法が出て援護をやつておられるが、韓国でも、この太平洋戦争中の戦死傷者の問題で苦しい立場にある。少し古い統計ではあるが、確認された戦死病者は四、八〇〇人で行方不明者は七万人位ある。この人達に対して日本側が援護法をつくつた時に考慮されたかどうか。この会議の席でもいいし、非公式でもよいからお話を承りたい。

(2) 上田課長に話しておいたとおり、被徴用者の未払給与その他の問題はS O A P時代から進捗していた。韓国でも軍政下にあつて全国的な申告を求め、四六年五月三〇日現在の調査によると徴用された者は一〇万五千名でその中一万六千名の死亡が確認されており、約七千名が傷病した。これ

には詳しい統計がある。日本側におけるSOAPからの引継がどうなつてゐるか、如何に処理される必算か、公式でなくともいいから方針をうかがいたい。

(石田局長の質問に対し、張は調査は申告を主とし、申告のあつた死亡者が四千八百名で、被徴用者のうち一万六千名の未帰国者がありその中には死亡者もいると考えられると述べた。)

(3) 次に在韓日銀券問題に言及し、戦後朝鮮銀行が日銀券と朝鮮券の交換を命ぜられ又一部には帰還者に両替してやつたものもある。この日銀券は米側の命令で

立会で焼却されたが日

本銀行の当然の通貨債務であり、自分としてはこの会談とは関係なしにでも清算されるべきものであると考えている。

(4) 日銀券問題と似たものに日本あるいはその占領地から引揚

げた韓国人の預託金の問題がある。これは日銀券持出し制限で預けたまま帰国したものであり、本人から申告をとつたことがある。その数字は一億以上になつており、これを担保にするから金を貸してくれという者もある。

また、韓国女子で戦時中に海軍が管轄していたシンガポール等南方に慰安婦として赴き、金や財産を残して帰国して来たものがある。連合国軍政庁の受領書を示して何とかしてくれといつて来るので社会政策的に受取りを担保にして金を貸したこともある。

以上述べた四項目については、後から貴方の資料で実態を堅めて行きたい。

(三) 張代表は、次で国宝の問題に移つたので、広田課長より韓国側が提示されたリストに基いて各方面につき実情調査中であるが、老大なものであるから、相当の時日を要する旨を述べたのに対し、張から国宝については戦争直後よく調べたことがあり、さらに昨年韓国の在日学生が研究調査したもので、その内容は正確と思う、また徳富氏著書及び韓国学者の調査にもよつた。韓国の博物館は殆ど型をなしていない、戦争時一番大切なものは移転したが、戦火で大きな被害を受けている。国宝については日本側で政治的に考慮される余地が充分あると思う、学者は勿論李大統領も国宝について大きな関心を示している」と述べた。

(四) 張代表は、次で有価証券の問題に移り、韓国では一九四七年に法人、個人を通じて有価証券の調査が行われた、鮮銀関係のものについては清算問題の核心をなすものであるから別に

説明を願うとして、日本における一般の取扱について伺いた
いと説明を求め、上田課長及び吉田課長から交々、預金の封
鎖は行われたが国債については何等措置をとらなかつたこと、
並びに企業再建整備法で旧株券が半額位になつたこと、特別
措置法によつて企業預金が第二封鎖で切捨てられたものもあ
ることを説明した。

鮮銀券について、石田局長から、連合国が占領した地域に
おいていかに措置されているか不明であり、この問題では日
本人の間でも補償問題に関連して喧しく論議されていると答
えた。

張代表は、日銀券について日本銀行の負担となる額は一五
億円位で、その他に約三百万円位の日銀券を保管しておりそ
の入手経路はすべてはつきりしたものである、スキヤップ時
代にこの日銀券は清算できたものを、何うして今まで持越さ

れたかわからないと述べていた。

上田課長から、先日韓国側から提示された被徴収者^用の未払給料に関する往復文書につき、C P O の数字には誤りがある旨を指摘し、外に補足的資料の有無を質した。

(五) 次で張代表から、旧朝鮮総督府東京出張所及び朝鮮奨学会の建物について質問があり、前者についての真の所有者は朝鮮交通共済組合であり、C P O が干渉して処分してしまつたと聞いておるがその結果を承知したく、実情については書き物で後から上田課長に差上げる、また奨学会建物について現状を承知したいと述べた。

(六) 久保田代表から、今後の請求権問題討議の運営方式を諮つたところ、張から石田局長と連絡をしてやつて行くことにすると述べたが同局長から、広田課長を経由した方が都合がよい大蔵省でもわからぬことが多いから、外務省で仕分けしてもらつて関係省からの出席を求めることが必要と思う、外務省からも一人立会つてほしい、大蔵省では連絡に主として上田課長が当る旨を述べた。

右に対し張から日本側に提出する資料は二部作製し、一部

は外務省に渡すから他は関係者に渡されたい。また韓国側においては連絡は、韓書記官に当らしめることとする述べた。

四 最後に久保田代表から新聞発表に關し、最近の誦亮の記事を引用し、新聞が想像記事をのせているのでこの辺で少し簡単な発表をしたかどうかと提案したのに対し、張も最近のAP電に觸れて本國でも會談経緯について知りたがつているから発表には賛成で、その内容は希望を抱かせるものにしたいと、双方は発表に合意し、日本側で作製した発表案を持帰つた（同案は韓側において若干訂正の上別紙のように発表された。）

五 次回會議は準備の都合もあり暫く余裕をおくこととし外務省において六月二日（火）三時開催されることに予定した。

新聞発表案

注、括弧内は韓国側の希望によつて挿入したものである。

五月十九日、請求権関係部会第二回会議においては、双方協力し、財産、請求権の実態を具体的に明らかにすることに意見の一致をみ、（韓国側より一部資料についての説明あり、）今後随時連絡しつつ作業を進めることにした。

AIDE-MEMOIRE on talking of the 14th May, 1953

- 一、韓国々宝、歴史的記念物（美術工芸品、古書籍その他）返還請求に關し目録提示打合せの件
- 二、韓国地図原版、実測地図及び海図返還請求に關し目録提示打合せの件
- 三、韓国人（法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式その他証券）償還その他取扱方法に關する日本側意見照会の件
- 四、韓国人被徵用勞務者に対する諸未払金供託分に対する資料打合せの件



一 一九四五年九月三十日付 S C A P I N 七四号による特定在韓活動閉鎖機關（朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会）の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件

二 一九四五年九月二十二日付 S C L P I N 四五号及び一九四八年十一月十七日付 S O A P I N 一九六五号に關連する在韓会社三四九社の在日財産管理、清算状況及び同所所有有価証券再発行状況照会の件

三 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦歿者七四、八〇〇名（未確定概数、追て名簿提出可能）に対する弔慰金等措置に關する日本側対策又は意見

四 太平洋戦争中韓国人被徴用勞務者（一九四六年九月三十日現在、申告者数一〇五、一五一名内徴用中死亡者一二、六〇三名、同負傷者約七、〇〇〇名但し、以上は未確定数なるも、追て名簿提出

可能)に對する諸未払金及び用慰金等措置に關する日本側對策又は意見

五 韓国内において交換回収しS-G-A-P要員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金清算方法並びに時期に對する日本側意見

六 韓国人が日本及び日本占領地域より帰國の時、当該地日本官憲に強制的に保管寄託せる日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等保管狀況及び同代り金清算方法並びに時期に對する日本側専門的意見

七 戦争終結直後朝鮮銀行が立替支払いたる日本政府一般會計才出目
盧金七四二、八五九、〇〇二円及び日本銀行に對する貸越金一五八、八八九、八四二円清算方法及び時期に對する日本側専門的意見

八 朝鮮銀行券發行準備在日分還元方法及び時期に對する日本側意見

九 旧朝鮮總督府東京出張所資産（朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財
産）管理状況照会の件
十 朝鮮奨学会維持財団在日財産現況に関する照会の件

AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953

- 一 旧李王家財産韓国国有化に関する件通知
 - 二 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産等返還方法に関する日本側意見照会の件
 - 三 諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件
- A の部

注文品代金前渡金 六一八七〇六七円



二〇七〇八八
 八〇一〇一六
 一三三六〇三
 二八二八〇六
 八四一七四五

B の部

在外日本軍部機関の供託金等

一九三三一九三



未収金
関係未収金
工事前渡金

麻薬代金未収金（日本厚生省外） 一三九八五七二五円
交通部運賃乗車券代その他未収金 三一九八〇三八六
林産物供出代金未収金 五九六五六二七

未収金

五三九九五四三二

関係未収金

八八九一〇

工事前渡金

二五五五四二

Gの部

韓国人加入者に対する日本十九生命保険会社の生命保険責任準備金

四〇〇〇〇〇〇〇円

同未經過保険料概算

五〇〇〇〇〇〇〇

十三損害保険会社の未払保険金

七三〇五四六八・三三

同十三会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金

一〇〇三〇六九〇・八三

日本御在韓支店銀行の預金並に為替組戻しその他雜費代払金

二二七六三八七二・二五

日本内銀行に対する個人預金
日本内銀行の発行せる送金
為替にして受け取りざる分

六二三六六三八・七六
七九六八五九・六七

Dの部

郵便為替貯金韓国側受け取り勘定

一四七五九六七〇八〇円

貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定

一七三八四六四三三

簡易生命保険関係受取金

三九一三五三九六四

工品代金未収金

三五六三三二一

放送局注文品代金前渡金

一一五六〇四

専売局関係未収金

一四〇一七四

以上A B C D各部の内容明細については韓国代表部韓奎永書記
官經由にて随時御照会被下度

Dの部（保留事項）

181

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本總領局以上れば

約五億円）に関する件

二 第三国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方

法に関する件

三 a、日本法人に対する韓国内金融機關

の滞り賃金 五〇九四六二四六・〇〇

b、日本人に対する韓国内金融機關の 二一六二四一七六三・〇〇

滞り賃金 一六五三六二六・〇〇

c、日本法人並びに日本人に対する仮払金 一六五三六二六・〇〇

d、日本法人並びに日本人の未納税金 一六三二一〇二一五・〇〇

e、貿易補償金 一七五六一九二〇〇・〇〇

f、貿易保留金 一〇二五七五五〇〇・〇〇

g、軍事行動に因る被害 二二二二二二二二二・〇〇

二二二二二二二二二・〇〇

h、強制撤去並びに疎開に因る被害	一、一〇、五五、六一、二五、三六、〇〇
j、一九四五年八月九日以後日本官吏の越権行為に因る被害	二、三一、五八、五二、二五、〇〇
j、強制供出に因る被害	一、八四、八八、〇四、三七、〇〇
k、公共団体の破壊並びに企業整備に因る被害	三、八〇、一〇、六八、六〇、〇〇



秘密指定解除

外交記録・情報公開室

10-2

照 会 事 項（日本側）

二六三二八

第一 米占領軍の進駐後、日本及び日本人の財産状況に関し

日本が所有し又は支配していた企業又は事業の管理はどのようになされたか。

A 韓国に本店又は主たる事務所を有したもの

(一) 管理の方法、管理人を任命して管理したか又は、例えば法人の場合は日本人所有株式、出資、持分等を売却し新たな権利関係に基づき役員の変更等を行って運営する方法によつたか。

(二) それらの法人格はそのまま継続するものとされたか、又は一応清算の上新しい法人に改組されたか。この場合その資産及び負債は、如何に処理されたか。

(三) 役員又は従業員に対する未払給与又は未払退職金等の処理

はどうなつているか。

B 企業又は事業で、その本店が日本にあるものの管理はどのように行われたか。

C 企業又は事業の財産で米占領地域外に所在しているものの整理はどうなつているか。

→ 日本人（日本人が主たる持分を有していた法人を含む）が所有していた左記財産はどのように管理されたか。（但し、前記一において説明されたものを除く。）

1 土地、建物その他の工作物

2 船舶

3 株式、出資、持分、社債等

4 日銀券、鮮銀券、台銀券等の通貨

5 預金又は貸付金等の債権

6 鉱業権、漁業権等の権利

7 特許権、著作権、商標権、実用新案権等の無体財産権

8 借入金等の債務

三 朝鮮総督府（その下部機構を含む）の貸付金、出資金等の債権はどうかをつけているか。

四 国有財産のうち鉄道、港湾、通信施設等の企業用財産の管理はどのようになっているか。

第二 前記第一の各項の財産等は、米占領軍から韓国政府にどのようにして引継がれたか。

第三 韓国はその後これらの財産等についてどのような措置をとったか。

第四 これらの財産は一九五〇年六月以降の動乱により如何なる影響を受けたか。

第五 これらの財産は現在どうなっているか。

第六 以上各項についての関係法令及び関係計数。

極秘

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

10-2

日韓交渉報告（二十二）

請求権関係部会第三回会議状況

久保田参与
二八六一一

一 本件会議は、六月十一日午前十時十五分から約三十分間にわたり外務省で開催された。なお、韓国側李相徳氏（韓国銀行外国為替部長）は、本日の会議から出席することとなつた。

二 さきに韓国側より照会があつた。旧陸海軍に属した韓人及び被徴用労務者に対する未払金の取扱状況並びに韓国関係文化財に関する調査の現況については、わが方から簡単な説明を行い、これに対して韓国側は、自分の方にも資料を集めているので双方担任者を定めて資料照合を行うこととしたいと提議し、わが方もこれに同意した。

三 本部会の今後の運営方法に関し、韓国側から、事実問題の究明のためには、非公式の~~の~~会合の方がより能率的であるので、今後は主

として問題別に専門の担当者間の非公式会合によつて議事進行をはかることとし、公式の部会は本会議に対する共同報告を作成する等の時に開くことにしたいとの提議があり、わが方もこれに同意した。

本日の会議において専門担当者間の資料照合を行うことについて合意の成立したのは左の三項目である。

- (一) 陸海軍に属した韓人、被徴用労務者に対する未払金関係
- (二) 在鮮会社の在日財産管理清算状況及び有価証券再発行状況
- (三) 韓国関係文化財調査

右のうち、(一)及び(二)については近日中に韓国側から申入れがあるものと思われる。(三)については、わが方から資料整備後韓国側に連絡することとなつた。

秘 密 指 定 解 除

外交記録・情報公開室

3



10-2

日韓交渉会議議事要録 (三)

第三回請求権関係部会

アジア局第二課
昭和二十八、六、一一

日時及び場所 一九五三年六月十一日午前十時二十分―同四五分まで外務省四一七号室において

出席者

日本側

久保田代表

吉田大蔵省理財局総務課長

上田 〃 外債課長

広田外務省アジア局第二課長

(重光外務省条約局第三課長は欠席)

韓国側

張基榮 外交委員会委員

洪璣基 法務部法務局長

李相徳 韓 國銀行外國為替部長
韓奎永 駐日代表部三等書記官

議事概要

(1) 張代表から、今般本件交渉参加のため来日した李相徳韓国銀行外國為替部長の紹介後、久保田代表より議事進行について諮つたところ、張代表から、先般来申上げてあるとおり、本請求権問題の議事運営に関しては、非公式な会議を頻繁に開催して、ファクト・ファイナインディングを行いたい、本日のような正式の会議の席でファクト・ファイナインディングをやるのは非能率的と考えるので、今後は非公式のウォーキング・グループ会談を主として行きたい。従つて次回会議の日取り等についても非公式会談をやつた後に決定することにしては如何と提案し、上田課長から、趣旨は賛成であるが韓国側から

この非公式会談に誰が出席するかとの質問に対して張自身と李根徳が専門委員として出席する旨を答えた。

(2) 上田課長から、韓国側提案のユ・メ・オ・イルの諸項目について、広範囲であるので全体を報告する段階に入つてはいないかと懸念をもち、朝鮮海軍における韓国出身軍人、軍属の未支給与等、昭和三五年政令第二二号により韓人非居住者の供託状況につき概要次のようを説明があつた。

朝鮮軍関係についていえば、本年五月末現在で供託済みのものは復員者四〇、四一五名、死亡者四、〇八七名で供託金額は二四、七七〇、七二〇円である。供託は本年度をもつて終了の見込である。海軍関係では政令第二二号により供託のスタートが陸軍よりも遅れ、従来一親身託法によつて供託していた分を本政令に移換えた、五月末現在で件数四九、二五二件、金額にして五三、四〇二、九八〇円が供託された。本

年度中に供託を予定されるものは三五〇件約七十万円であり、
来年度に三千件位が持越される。

供託済のものについては、それぞれ名簿があるので三八度
線の有無に関係なく出身地が判明する。また給与の基礎は日
本人と平等である。但し、韓国人は終戦後外地から日本人と
は別個に復員したので、二二年六月までにすべて復員したも
のと推定して給与を計算してある。これについては詳細な法
律があるが必要とあらば説明することとする。計算の基礎は
二二年当時のベースであるから金額としては少く、これを今
後どうするかについては今のところ考えていない。未復員者
の扶養手当については、内地に家族が在住すれば韓国人も日
本人と平等に支給されることになっている。

遺骨の件については、陸軍と海軍とでは少し事情が異り、
先般貴方からお話のあつた釜山、濟洲島にある遺骨は海軍関

係のもので、陸軍では還送したことはなく一、四四四件を保管している。海軍関係は終戦後七、四二二件を還送し、現在保管中のものは二、六七二件である。

なお、上田課長から、先般の非公式会談の際、問題となつたGPO覚書

対し、張代表から、私はGPO覚書は一般徴用者の分のみを計上しておるものと了解していたと述べ、また貴方から名簿を出してくれれば照合に都合よく、又労務者が何処で働いていたかも承知したい趣を述べた。

(3) 以上の説明に対し、張代表から、今般の帰国にあつて、戦死傷病者に関する資料を取まとめて来たが、予想外に集つたこの資料が絶対に正確なものとは思われないが、軍人及び徴用関係については貴方の資料と付合せて行きたい、現在の段階では双方から担当者を出して付合せるということと進めたい、韓国側でも、担当者を一人きめることとする。要は一日でも早く支払つてもらうという方向に進めることとであり、有価証券について同様である。これに対し上田課長から資料の付合せに関し、異存がない旨を答えた。

(4) 張は次いで国宝関係調査の進捗状況に関し質問し、広田課長から、古書籍の関係では担当者の参集を求め調査を依頼してあるが何分膨大な数量でもあるし一冊毎に当つてゆくことは予算とか人手の関係で現状では到底不可能だという話で調査は概括的になるといふことであつた、取敢えず概括的に調査

することを依頼してあるが、近い中に回答があるはずであると答えたところ、張から文化財については特別の関心があるのでグループを作つて是非地図と一語に御説明をお願いしたい、また戦死傷病者及び労務者関係は付合せの段階に入つたのでその他のものもそおいう段階に入りたい。有価証券についても資料が整備されて来たら成可く早く清算という段階に入りたい、大蔵省側には戦死傷病者と有価証券の二グループを事務的に推進することをお願いしたいと述べた。

(5) かくて(1)従軍韓人軍人、軍属に対する未払給与等(2)在鮮本店会社の在日財産の整理状況及び有価証券の再発行並びに(3)韓国関係文化財及び地図原版の調査の三件に關しグループ別専門担当者による資料照会^合について合意が成立した。

(6) 次で、張代表は本部会會議の開催については、各項目の作業進行状況をにらみ合せ、本會議に出すレポート作成等必要の

際隨時に開催することとしたいと提案し、再び旧陸海軍関係
戦死傷病者問題にもどり、この問題は特に早く解決をはかり
たい、この関係では以前、社会部が管掌していたが現在は内
務部の手に移り、受給権利者は問題解決の促進方を督促して
おり、また日本在住の権利者も本件解決に駐日大使館が怠慢
だといつて本国政府に訴えているといつた状況であると述べ
たので上田課長は、貴方から名簿を提出されれば何時でも付
合せに應ずる旨答えた。

会談は以上で終つたが久保田代表から張に対し韓国に戻ら
れて何かおみやげ話はないかと述べたのに対し、張はいずれ
非公式にでもお話をすることとすると応えた。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



10-2

請求権関係専門家協議会議事要録

アジア局第二課

二八六一八

日時及び場所 一九五三年六月十八日（午前）大蔵省において

出席者

日本側 吉田大蔵省理財局総務課長

上田 " 外債課長

荒巻 " 外債課事務官

林 外務省条約局第三課事務官

韓国側 張基榮外交委員会委員

李相徳韓国銀行外国為替部長

議事概要

(1) 会談の内容については、先ず張基榮より在日韓人で今次戦争の結果による傷痍者の救護について、日本側は如何ようになされているかについて、質問あり、上田課長より一般日本人に

についても確か三年間位の療養救護は行つたが、その後は特に救済措置を講じていない旨答弁した。

次に韓人たる戦犯者へ巢鵬に拘禁中の者二七人一の留守家族等に対する援護はどう進んでゐるかについて、従来特別未帰還者給与法によつて支給されてゐた韓国家族援護金は、今国会提出予定の「未帰還者留守家族等援護法」(附則第二六項)によつても、当分の間、従前通り支給されることになつてゐる旨解答した。

(2) 旧軍人、軍属未払給与について韓国側のリストは、今回持参したので、必要とあれば、その照会のため、日本側に貸与してもよいと、張基榮より発言があつた、しかしこれは現住所別となり、これも変更があるかも知れず、アルファベット順若しくは軍帰属隊別になつていないから、日本側のもつと如何ように照合するかについて復員局と協議する必要があるか

ら、とも角一二冊借用したいと上田課長から申し出た。

(3) 韓国内において交換回収せる日銀券焼却分及び登録国債等について日銀とも別途個別的に話し合いたい。その他終戦直後朝鮮銀行が立替支払いした国庫金は、在鮮日本軍司令官又は米軍等の要請により在鮮日本軍の需要若しくは韓国より日本への引揚の際必要とされた経費であるから、これについても専門的考慮を払われた旨張基栄より発言があつた。

(4) 朝鮮奨学会について、張よりの要望により上田課長より次のような解答を行つた。

朝鮮奨学会は日本において登記した財団法人で、教育財団及び維持財団も京城で登記はしてあるか、民事令による日本民法の規定に基く日本法人で教育財団は新宿にある建物を奨学会へ無償貸与し維持財団は奨学会へ所要の経費を供給している財団法人である。三者は別個の法人であるか、奨学会の運営のためには三財団とも不可分である。その事業は終戦後

といえども依然として在日朝鮮人学生の就職斡旋、学資金の
給与、宿舎の提供等を行い、新宿の建物は事務所及び学生の
宿舎として使用している旨答えた。

以上に対して、張基栄は、韓国にも同名の財団が存在して
いるから、かかる在日財産は韓国側の管轄下にあるべきでは
ないかとの問に対し、小生よりそれは韓国法令に基づく新法人
であつて日本法に基づく前記法人とは別個であり、その間の承
継関係も別問題である旨、釈明した。

張基栄は、さきに見て現理事の人名、寄附行為の内容を知りた
いと述べ、且張に入つた情報によれば、奨学会の現理事は、
韓国ミッションにも未だ接近したこともなく、北鮮系の者よ
り資金を調達しているとの事実もあるから、北鮮系学生を培
養しているのではないかと思われるから善処を請う旨述べた
旨張基栄は、さらにこういうようなファクト・ファイインディ
ングを大体六月末で切上げ七月からは上層部の方と外交交渉に

入りたい旨述べたところ、大蔵省上田課長は病氣治療のため二週間位休養するかその間、大蔵省としては、吉田総務課長と荒牧事務官が代行する旨答えた。その際、吉田総務課長は、かかる専門的打合会は六月末までと言われるのは韓国側の都合でせうが、日本側の貴国に対する質問事項は、やはりその間にお答え願えるかととの質問に対し、張は、その点については昨日（一七日）久保田参与にお話ししてあるから、久保田参与にお尋ねを請うと、その解答を避けた。

六月二十七日、張代表の申出により請求権の非公式会談を開催し、朝鮮總督府交通局共済組合の在日財産については、現在大蔵省主計局給与課が所管されることとされているが実際の清算事務は旧賠償庁にて行い林事務官が嘗つて担当していたので、特に出席し、必要があれば説明する予定であつたが当日の会談においては本件については論及されなかつた。

（注）久保田代表は一七、一八日の二回張基榮代表と会談したがその際張代表は右について何等触れなかつた。

張代表の申出により請求権の非公式会談を開催し、朝鮮總督府交通局共済組合の在日財産については、現在大蔵省主計局給与課が所管されることとされているが実際の清算事務は旧賠償庁にて行い林事務官が嘗つて担当していたので、特に出席し、必要があれば説明する予定であつたが当日の会談においては本件については論及されなかつた。